

開発 0420 第 2 号  
令和 5 年 4 月 20 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省人材開発統括官  
( 公印省略 )

令和 5 年度職業能力開発校設備整備費等補助金（認定職業訓練助成事業費）  
における補助対象経費の算定基準について

「職業能力開発校設備整備費等補助金（職業能力開発校設備整備等事業費・認定職業訓練助成事業費）交付要綱について」（平成 16 年 3 月 26 日付け厚生労働省発能第 0326003 号厚生労働事務次官通知）別紙「職業能力開発校設備整備費等補助金（職業能力開発校設備整備等事業費・認定職業訓練助成事業費）交付要綱」（以下「交付要綱」という。）の 4 の規定（都道府県が援助する補助金の交付基準）に基づき、令和 5 年度における標記補助金に係る補助対象経費の算定基準を別紙 1 「令和 5 年度認定職業訓練助成事業費（運営費）における補助対象経費の算定基準」及び別紙 2 「令和 5 年度認定職業訓練助成事業費（施設費及び設備費）における補助対象経費の交付要件」のとおり定めたので、下記に留意の上、この取扱いに遺漏なきよう特段の御配慮をお願いする。

令和 5 年度認定職業訓練助成事業費（運営費）における補助対象経費の算定基準

第 1 令和 5 年度における認定職業訓練助成事業費（運営費）（以下「認定補助金」という。）は、次に該当する場合に交付するものとする。

1 職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号。以下「能開法」という。）第 24 条第 1 項（能開法第 27 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）の認定を受けた職業訓練（以下「認定職業訓練」という。）を行う中小企業事業主（注）、中小企業事業主団体又はその連合団体若しくは能開法第 13 条の規定による職業訓練法人等（以下「中小企業事業主等」という。）であって、次のいずれの要件を具備するものに対して都道府県が補助を行った場合であること。

（注）中小企業事業主とは、資本の額又は出資の総額が 3 億円（小売業・飲食店又はサービス業を主たる事業とする事業主については 5,000 万円、卸売業を主たる事業とする事業主については 1 億円）を超えない事業主又は常時雇用する労働者の数が 300 人（小売業・飲食店を主たる事業とする事業主については 50 人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については 100 人）を超えない事業主をいう。以下同じ。

（1） 令和 5 年度において継続して認定職業訓練を行う中小企業事業主等にあつては、令和 4 年度の認定補助金の補助条件に違反した事実がない者であること。また、訓練時間の不足により令和 4 年度において補講を必要としていた場合にあつては、当該補講を完全に行った者であること。

（2） 令和 5 年度において新たに認定補助金の交付の対象となる中小企業事業主等については、当該事業主等の訓練組織、訓練設備、訓練計画、訓練開始時期等から判断して当該者が認定職業訓練を的確に遂行するに足りる能力を有すると認められる者であること。

（3） 認定職業訓練実施に係る予算の執行について責任者が定められているとともに、経理組織が整備されており、当該経理を明確かつ適正に執行できると認められる者であること。

（4） 中小企業事業主等が法人でない場合は、当該事業主等の名称、目的、組織、認定職業訓練の運営方法及び財産の管理方法等が規約等に明記され、かつ、認定職業訓練の遂行に必要な財源が確保されているものであることを要するものであること。

- (5) 認定職業訓練の内容の充実及び効果的な実施を確保しつつ、認定職業訓練施設の効率的な運営を促していくため、認定職業訓練施設間における長期間の訓練課程の一部委託又は全部委託若しくは合同実施を行った場合についても交付の対象とすること。

2 認定補助金の交付対象となる訓練は、当該認定職業訓練の認定を受けている訓練の最小単位（以下「訓練科」という。）ごとに判断するものとし、当該認定補助金の交付対象となる認定職業訓練の訓練科は、次のいずれの要件にも該当するものであること。

- (1) 当該認定職業訓練の訓練科の訓練生のうち、補助金の交付対象となる訓練生（以下「補助対象訓練生」という。）は次のいずれかに該当する者であること。

イ 中小企業事業主に雇用されている者

中小企業事業主に雇用されている雇用保険の被保険者

ロ 未就職卒業者等

認定職業訓練開始時において満年齢が 45 歳未満の者であって次のいずれかに該当する者

a 未就職卒業者

原則として、学校等を卒業（又は修了）した月の翌月以降、就職を希望しながら、一度も就職決定に至らない状態の者をいう。

なお、新規学校卒業者に準じた支援を希望する卒業後概ね 3 年以内の者については、卒業後の就職実績の有無にかかわらず、未就職卒業者として取り扱う。

b 職業能力開発形成機会が十分でない者

職業能力開発形成機会が十分でない者については、フリーター等過去 5 年以内において、概ね 3 年以上継続して正規雇用されたことがない者

ハ 45 歳以上の中高年齢者

45 歳以上の中高年齢者（定年退職者を含む。）であって、再就職の準備のため認定職業訓練を受講することを希望する者

ニ 職場復帰を希望する者

出産・育児等を終了した者であって、元の職場等に復帰するための準備等のため認定職業訓練を受講することを希望する者

ホ 建築大工・左官等の一人親方等であって、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）第 33 条の規定に基づく特別加入者

- (2) 当該認定職業訓練の訓練科について、次のいずれかに該当するものであること。

イ 認定職業訓練が長期間の訓練課程（専修訓練課程を含む。以下同じ。）である場合にあっては、補助対象訓練生数が、平常年度において、単独

訓練（単独事業主のみで行う訓練。以下同じ。）にあつては3人以上、共同訓練にあつては1訓練科につき3人以上（専門課程においては、1年次1科10人以上）（以下「補助基準」という。）であること。

ただし、学年の進行により訓練生数が補助基準を下回ることとなった訓練科については、前年度に補助対象としていた訓練生について引き続き当該訓練を継続して実施する場合（補講の場合を除く。）には、当該継続に係る認定職業訓練は補助金の交付対象とするものとし、この場合において、当該継続に係る訓練生は、当該課程を修了するまでの間に限り補助対象とするものとする。

- ロ 補助対象訓練生数が一時的に補助基準に示す人数を下回る場合であっても、認定職業訓練の実施に熱意を有し、効果的な訓練を計画的、継続的に行う能力があると認められ、かつ、5年度以内に補助基準に示す訓練生数を確保できる見通しがある場合には、補助金の交付対象とするものとする。
- ハ 認定職業訓練が短期間の訓練課程（指導員訓練の研修課程を含む。以下同じ。）である場合にあつては、補助対象訓練生が1訓練科当たり1人以上であること。

(3) 当該認定職業訓練施設への交通事情及び地域産業の労働事情その他からみて、訓練時間に対する訓練生の出席率が80パーセントを下回ることがないと認められるものであること。

(4) 訓練の重複受講の補助の禁止について

同一の訓練カリキュラムを同一の者が受講した場合は補助の対象としないこと。

ただし、事故、疾病等のやむを得ない事情により訓練を中断した者が、同一の訓練カリキュラムを再受講する場合については、この限りではないこと。

(5) 本補助金における「訓練科」の単位は、原則として次のとおりとすること。

- イ 職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「規則」という。）第10条、第11条、第12条及び第13条の訓練基準に基づく訓練として認定を受け、実施されるそれぞれの訓練科を単位とするものであること。
- ロ 能開法第24条第1項（能開法第27条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき職業訓練の認定を受けて直接訓練を実施する主体に係る訓練科であること。したがって、認定職業訓練施設の上部組織又は分校等の下部組織の単位では訓練科とみなさないこと。
- ハ 単独訓練にあつては、イ又はロにかかわらず、1訓練科とみなすこ

と。

- ニ 平成4年度以前に開始され、平成4年度では旧訓練課程の専修訓練課程、普通課程及び職業転換課程の訓練であって、令和5年度において従前の内容を継続するものについては、国の補助金では、現在の訓練課程の専修訓練課程、普通課程及び短期課程のうち規則別表第4に係る訓練とみなすこと。

第2 認定補助金の交付の対象となる認定職業訓練に係る経費は次に該当するものとする。

交付要綱別表の「認定職業訓練助成事業費(運営費)都道府県が助成するもの」の補助対象事業内容の欄中にある「認定職業訓練を行う能開法第13条に規定する事業主等が行う認定職業訓練の運営に要する経費」は次の1から7に掲げるものとする。

1 集合して行う学科又は実技の訓練を担当する職業訓練指導員、講師及び教務職員の謝金・手当に要する経費

この経費は、中小企業事業主等の訓練施設等に集合して行われる学科又は実技の訓練を担当する職業訓練指導員、講師及び教務職員(長期間の訓練課程の訓練を実施する団体等については教務職員の補助職員を含む。)の謝金・手当(賞与を含む。)に要する経費であること。なお、事務職員の人件費等は含まないこと。

また、職業訓練指導員、講師及び教務職員の謝金・手当に係る補助対象額は、認定職業訓練実施団体等の規約に基づく額であること。

2 集合して学科又は実技の訓練を行う場合に必要な建物の借り上げ及び維持に要する経費並びに機械器具等の購入等に要する経費

(1) 建物の借り上げ、修繕等に要する経費

(2) 測定器具、実験器具、体育訓練用機械器具等、訓練に直接必要な機械器具の購入借り上げ又は修繕に要する経費

(3) 訓練のために直接必要な光熱水料等

上記に掲げる経費のうち、「購入」に係る部分については、購入単価が2万円未満のものであること。

なお、技術の進展に伴いそのものを購入するよりも借り上げによることが適切であると厚生労働大臣が認める機械器具等については、借り上げ(リース)を含めること。

また、2万円以上のものについては、別紙2「令和5年度認定職業訓練助成事業費(施設費及び設備費)における補助対象経費の交付要件」で取り扱うものであること。

### 3 職業訓練指導員の研修及び訓練生の合同学習に要する経費

- (1) 職業訓練指導員を対象として行われる研修会に職業訓練指導員が参加するために要する旅費等の経費
- (2) 訓練生を対象として行われる合同学習会に訓練生が参加するために要する旅費等の経費

上記に掲げる経費については、訓練を実施する共同認定職業訓練実施団体等が訓練生としての自覚を高めその定着を促進するために行う研修会、講演会、表彰式、技能コンクール、作品展示会等への参加経費を含むものであること。

また、中央職業能力開発協会又は都道府県職業能力開発協会で開催する職業能力開発促進大会、研修会等への参加経費についても含まれることとする。

ただし、海外で行われるものは、除外するものであること。

### 4 集合して学科又は実技の訓練を行う場合に必要な教科書その他の教材に要する経費

- (1) 教科書の購入、作成等に要する経費
- (2) プリントその他の印刷費
- (3) その他の教材に要する経費
- (4) 試験の材料に要する経費
- (5) 訓練に必要な消耗品費
- (6) 訓練に必要な参考図書購入費

### 5 集合して学科又は実技の訓練を行う場合に必要な管理運営に要する経費、その他厚生労働大臣が必要かつ相当と認める経費

- (1) 実習場等における消火器、救急医薬品等に要する経費
- (2) 訓練修了証書、技能照査合格証書等の作成に要する経費
- (3) 訓練を実施する共同認定職業訓練実施団体等における構成事業主、学校教育機関及び職業安定機関との連絡通信及び会議資料作成等に要する経費

電話使用料金、文書による通信費、資料作成のための複写用紙、印刷等に要する経費を含むものであること。

- (4) 訓練生の募集に係るパンフレット等の作成等に要する経費

職業訓練実施団体と構成事業主、学校教育機関、職業安定機関との間の訓練生募集経費（高等学校等中途退校者に対する訓練生募集経費）を含むものであること。

- (5) その他の管理運営に必要かつ相当と認められる経費

1及び3に係る経費以外の人件費、税金、会費類、献金、保険料及び個人の所有となるもの（軽微なものは除く。）に係る経費等は、補助対象としないこと。

6 訓練時間の延長等に伴う職業訓練の経費について

延長する期間が1年以内であって、かつ、訓練時間についても期間の延長相当分追加される場合又はこれに準ずる場合には、延長した期間に応じて補助対象経費とするものであること。

7 訓練開始後の補助金の取扱いについて

訓練開始後において認定職業訓練を行う中小企業事業主等の都合によらない理由で訓練生数が第1の2の(2)の基準の要件を充たさなくなった場合は、訓練期間に対する当該要件を充たしていた訓練期間に応じて算定した経費等を補助対象とするものであること。

8 中小企業事業主等の都合によらない災害その他やむを得ない事由により、訓練を中止又は中断し実施できなかった場合について、既に要した経費は補助対象とするものであること。

第3 交付要綱の4の規定に基づく算定基準により算定して得た額（以下「補助対象基準額」という。）は、次の1及び2により算定した合計額とする。

なお、補助対象訓練生数の算出に当たっては、出席率80%以上の者に限る。

1 長期間の訓練課程に係る補助対象基準額

(1) 専修訓練課程及び普通課程

イ 補助対象訓練生数3人未満

1,838,000円（固定費）

ロ 補助対象訓練生数3人以上

1,631,000円（固定費） +

69,000円（1人当たり単価）×当該補助対象訓練生数

(2) 専門課程

12,563,000円（固定費） +

230,000円（1人当たり単価）×当該補助対象訓練生数

(3) 共同認定職業訓練充実化経費

上記(1)及び(2)について、共同認定職業訓練実施団体の行う訓練については、1認定職業訓練施設につき、361,600円を加える。

## 2 短期間の訓練課程に係る補助対象基準額

次の訓練課程に応じて定める基準額に、当該補助対象訓練生数を乗じて得た額（注）

訓練の種類	訓練課程		基準額
普通職業訓練	短期課程	①規則別表第4に係るもの	72,400円
		②規則別表第5に係るもの	44,000円
		③①及び②以外	9,200円
高度職業訓練	専門短期課程		9,800円
指導員訓練	研修課程		9,200円

（注）上記表中、短期課程のうち③並びに専門短期課程及び研修課程の各訓練課程にあつては、訓練単位数の1単位当たりの補助基準額である。

なお、上記表中、短期課程のうち③並びに専門短期課程及び研修課程の訓練単位数は、次のとおりである。



集合訓練時間数	単位数
1 2 時間以上      1 5 時間以内	1 単位
(規則別表第 3 に係るものについては)	
1 0 時間以上      1 5 時間以内	
1 6 時間以上      2 5 時間以内	2 単位
2 6 時間以上      4 0 時間以内	3 単位
4 1 時間以上      6 0 時間以内	4 単位
6 1 時間以上      8 0 時間以内	5 単位
8 1 時間以上      1 0 0 時間以内	6 単位
1 0 1 時間以上      1 5 0 時間以内	7 単位
1 5 1 時間以上      2 0 0 時間以内	8 単位
2 0 1 時間以上      3 0 0 時間以内	9 単位
3 0 1 時間以上      4 0 0 時間以内	1 0 単位
4 0 1 時間以上      5 0 0 時間以内	1 1 単位
5 0 1 時間以上      6 0 0 時間以内	1 2 単位
6 0 1 時間以上      7 0 0 時間以内	1 3 単位
7 0 1 時間以上	1 4 単位

令和 5 年度認定職業訓練助成事業費（施設費及び設備費）における補助対象経費の  
交付要件

令和 5 年度における認定職業訓練助成事業費（施設費及び設備費）（以下「認定補助金」という。）は、2 の（1）に規定する施設の新築、修繕及び2 の（2）に規定する設備を整備する1 の（1）から（3）までのいずれかに該当する都道府県に対して交付するものとする。

1 補助対象者等については次のとおり。

（1）能開法第 13 条の規定による中小企業事業主、中小企業事業主団体若しくはその連合団体又は職業訓練法人等（以下「職業訓練実施団体」という。）が行う認定職業訓練のための施設（以下「職業訓練施設」という。）又は当該職業訓練実施団体が行う職業訓練のための設備（以下「職業訓練設備」という。）を設置又は整備する都道府県

（2）職業訓練施設又は職業訓練設備を設置又は整備する市町村（特別区及び一部事務組合等を含む。以下同じ。）に対して補助を行う都道府県

（3）職業訓練施設又は職業訓練設備を設置又は整備する職業訓練実施団体に対して補助を行う都道府県

2 認定補助金の交付の対象となる職業訓練施設又は職業訓練設備は次の要件を具備するものであること。

（1） 職業訓練施設の要件

イ 当該施設を利用することとなる職業訓練実施団体の訓練生数を考慮した施設規模であること。また、当該訓練生が永続的に適正数確保される見通しがあること。

ロ 施設を設置するための土地が確保されていること。

この場合、施設を設置するための土地が借地である場合には、少なくとも設置する施設の耐用年数を上回る年数の賃貸借契約又は使用貸借契約がなされている等職業訓練の継続性が真に認められるものであること。

なお、施設を設置する土地の選定に当たっては、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に定める建築面積に対する割合、建築の構造、規模、採光、換気、通風、防災等の点から検討するとともに、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）をはじめ関係法律の規制についても、十分配慮されたものであること。

ハ 施設は耐火構造又はこれに準ずる構造であること。

この場合、施設の構造は、鉄骨コンクリート造、鉄筋コンクリート造、

鉄骨鉄筋コンクリート造、コンクリートブロック造、軽量鉄骨造スレートぶき等訓練施設として十分な耐久性のある構造のものであること。

ニ 施設のうち、国の補助金の交付の対象となる部分は次に掲げるものとすること。

教室、実習場、管理室（事務室、宿直室、用務員室及び湯沸室を含む。）、便所、洗面所、廊下（玄関、階段を含む。）、物置及びその他訓練に必要な部分。

なお、教室の数及び面積は、当該施設において訓練を行う職業訓練実施団体等の訓練生数、その他の利用者数からみて適当な規模のものであり、実習場は、集合して実技の訓練を行うのに必要な面積を有するものであること。

ホ 施設については、家屋付帯設備工事（屋内給排水工事、屋内配線工事その他社会通念上必要とされる工事）についても補助対象とするものであること。

ヘ 施設費については、1工事費当たり200万円以上であり、厚生労働大臣が必要と認めるものを補助対象とすること。

ト 補助対象施設に適用される単価は、「令和5年度職業能力開発校設備整備費等補助金（職業能力開発校設備整備等事業費）の算定基準について」（令和5年4月12日付け開発0412第2号）別添1のうち、校舎及び交通部分に示される単価等を準用するものであること。

## （2） 職業訓練設備の要件

イ 集合して行う職業訓練の学科又は実技の訓練に必要な機械器具等であり、整備価格が単価2万円以上のものであること。

なお、運営費同様、技術の進展に伴いそのものを購入するよりも借り上げによることが適切であると厚生労働大臣が認める機械器具等については、借り上げ（リース）を含めること。

ロ 設備についての管理責任者が定められるとともに、その維持管理が適正に行われるものであり、安全衛生面を考慮すること。

ハ 機械器具については、必要な規格又は安全装置を具備したものであること。

ニ 設備については、機械器具の操作に必要な付属工具についても補助対象とすること。

また、機械器具の設置のための屋内配線工事、設置運搬費についても補助対象とすること。

## （3） 職業訓練施設及び設備に共通する要件

イ 職業訓練実施団体は認定職業訓練を的確かつ継続して実施し得る能力を有し、当該施設、設備の運営について熱意を有するものであること。

ロ 職業訓練実施団体の行う認定職業訓練のために都道府県又は市町村が設置又は整備した施設及び設備を使用させる場合は無料とするものであること。

(4) その他

施設及び設備の契約については、会計法（昭和 22 年法律第 35 号）等により一般競争入札、指名競争入札及び随意契約とし、公正かつ最適な価格によって行うものであること。